

# 松戸市教育委員会会議録

平成28年7月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成28年7月定例

開 会	平成28年7月14日(木) 14時00分	閉 会	平成28年7月14日(木) 15時06分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 7 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	学校教育部 部長	鈴木 孝則	21		
2	学校教育部 審議監	池上 誠一	22		
3	学校教育部 参事監	胡内 敦司	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 課長補佐	大西 真	25		
6	” 主査	橋本 欣之	26		
7	社会教育課 課長補佐	東海 和代	27		
8	” 美術館準備室長	田中 典子	28		
9	市民会館 館長	橋本 勝行	29		
10	” 参事補	大村 雅英	30		
11	戸定歴史館 館長	斉藤 洋一	31		
12	” 館長補佐	町山 信吾	32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

## 平成28年7月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成28年7月14日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 報告第2号

臨時代理による処分の報告について (市民会館)

(2) 報告等

① 松戸市戸定邸保存活用審議会からの答申について (戸定歴史館)

(3) その他

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** ただいまから平成28年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は報告議案1件、報告等1件となっております。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者にお願いします。

---

◎報告第2号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、報告議案です。

報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

では、ご説明ください。

市民会館長、お願いします。

**市民会館長** 市民会館でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1 ページ目をお願いいたします。

報告第2号「臨時代理による処分の報告について」説明させていただきます。

5月の定例会に提案させていただいた、プラネタリウム室の使用料の免除規定を市民会館条例に加える条例の一部改正が、6月議会で承認されました。平成28年7月1日からの施行となります。このため、施行規則の整備を行い、同日の7月1日からの施行とするためには、教育委員会議に諮る時間がなく、教育長による臨時代理処分に対応させていただきましたことを報告させていただきます。

施行規則の変更点につきましては、新旧対照表をつけさせていただきました。

7ページをお願いいたします。

第5条の3で、免除の対象者を示させていただきました。(1)から(5)まで追加させていただきました。

(1) 中学生以下の者を引率する者が、次のいずれかの場合に使用するとき。

ア 教育課程に基づく学習活動の場合。

イ 使用者の数が当該引率者を含め20人以上の団体である場合。

(2) 次のいずれかに該当する者及びその介護人が使用するとき。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

エ 通所介護、一般的にはデイサービスと呼ばれているものになります、の利用をしている者。

(3) といたしまして、65歳以上の者が使用するとき。

(4) 県民の日に使用するとき。

そして最後、(5) その他市長が必要と認めるとき。

この免除につきましては、2で使用料免除申請書を市長に提出し、承認を受けなければならないということになっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 報告第2号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

市場委員。

**市場委員** 報告事項ということではあるのであれなんです、ちょっと質問を幾つかさせていただきます。

免除規定の(2)エ、介護保険法の、デイサービスなんかを利用している方は免除だという話がありましたけど、それはどうやって確認するのかなと思ったことが1点と、あと、(3)65歳以上の者が使用するときとなっていますが、65歳以上の皆さん、一般にそういうことは当てはめることが本当に適切かなと、ちょっと純粋に疑問に思ったんですけども、その辺の、こういう規定をつくった理由をちょっと説明していただきたいと思いますけど。

**市民会館長** まず、デイサービスの関係なんですけれども、団体で使用するということを条件としております。ですから、デイサービスの施設のほうからワンボックスの車で来たときとか、そういった場合に対応するような予定でおります。

65歳以上というところにつきましては、いろいろと中でも議論があつたんですが、70歳以上でもいいんじゃないとか、いろいろ議論はありました。ただ、プラネタリウムという、利用する方というのが、大体お子さんの的には小学校低学年、4年生以下の方が大変多いです。そうしますと3世代、おじいちゃん・おばあちゃん、ご両親、そしてお孫さんになりますか、この3世代でおみえになったときに、70歳以上ですと、もうある程度大きなお子さんになってしまっていますので、その点考えますと65歳以上で、介護保険が適用するのも65歳以上ということで、年齢を設定させていただきました。

**教育長職務代理者** ご質問の答弁漏れもありますか。

**市場委員** じゃ、その65歳以上の方だけで来るというよりは、お孫さんたちと一緒に来るみたいなことを想定して、こういう規定をつくったというご説明でしょうか。わかりました。

あとそれからもう1点いいですか。

**教育長職務代理者** はい、どうぞ。

**市場委員** 今回、プラネタリウムについてはこういう規定をつくったということなんですけれども、そのほかの例えば市の持っているさまざまな施設がありますよね、例えばプールだとか戸定邸だとかもそう、そういうものについても、こういうふうなことになるかというところとか、今後そういう考えとかというのは、それはまた全然別の話でしょうか。

**市民会館長** 一番最初にこの免除の条例をつくるときに、私ども市民会館だけに、条例の中に免除規定がないということをお話しさせていただいたかと思います。

それ以外の施設につきましては免除規定がもう既に設定されておりまして、年齢的には70

歳以上というような設定をしております。私どものほうは65歳で、ほかの例えば次の戸定さんとかあとは博物館さんとか何かは70歳以上なんですけれども、それぞれものが違うといえますか、内容が違いますので、一律に年齢を決めたりとか、または条件を決めるというのはいかななものかなという。

施設施設で、例えばプラネタリウムの低年齢の方がたくさんご利用になるところと、あとはある程度年齢が上の方が利用する戸定邸さんだったりとか、または高校生、大学生とかも利用する博物館とかで、それぞれ性格が違うものがありますので、一応中で話し合いはしていこうとは思うんですけれども、一律に条件を決めるというようなことは、ちょっと考えておりません。

**市場委員** ありがとうございます。

**市民会館参事補** 補足説明になりますが、松戸市民会館は昭和53年開設で年数が経っておりますが、解説員による説明、学習登用を主とした説明になっております。下は幼稚園、保育所の小さいお子様から上は高齢者の方まで、デイサービスとか団体の方たちもすごく喜んで帰られます。お子様たちはやはり直接質問とかされて、すごく満足されて帰っているような状況です。

施設が古いものですから、近隣のデジタル式のプラネタリウムに比較しまして、やはり内容で勝負しなくちゃいけないということで、団体を主にして市民会館プラネタリウムのほうにできるだけたくさんのお客様に来ていただくように、そういう狙いでこの規則のほうを改正させていただきました。

**教育長職務代理者** 補足のご説明をいただきました。

いかがでしょうか。

どうぞ。

**松田委員** それでは、私のほうから2つの質問と、それから1つの指摘をさせていただいて、また最後にひとり言のようなものを言わせていただこうかなと思っています。

まず、質問ですが、1点目は、前年度この使用料というようなものが幾らぐらいだったのか、総額を教えてくださいたいと思います。

質問の2点目ですが、(2)のところで障害のある方々の免除規定があるんですけれども、こういった免除規定というのは何かもとがあって、つまりこういう方々には極力配慮せよというような規定があって、こういう措置をされているのか、その辺を教えてください。以上が質問の2つです。



それから、指摘ですけれども、改正案の（１）の１とその中のアに当たるところですが、この文章は、主語が「引率する者」になっています。そして、アが「学習活動」ということにつながっていくので、学習するのは多分中学生以下の者なんだろうなというふうに思うんですね。しかしこの文章だと、引率する者が学習活動に当たる場合というふうな形になってくるので、違和感があります。その辺、何かほかの意図があるのかどうか、教えていただきたいなと思います。

以上３点です。

**市民会館長** 平成27年度ということで、利用人数のほうですけれども、まず1万533人で、金額ですと18万2,770円になります。大人1名につき通常50円で、20名以上の団体の場合については、大人の方が30円になりますので、金額的には18万2,770円。

あと、無料の方を、無料のといいますのは、月に1回、星空の観望会みたいなのをやっているんですけれども、夜屋上から実際に天体望遠鏡からのぞいて、実際の星をながめるという観望会を開いているんですが、その人数も含めると1万1,184人の利用者となります。

それとあと、２点目の免除の条件というのに何か決まりがあるのかというお話だったんですが、これにははっきりこの人たちを免除しなさいというような決まりというのはございません。それぞれの施設で考えた上で、判断しております。

次の３点目なんですけど、ご指摘いただいたんですが、私どものほうも法規、法律に関しては素人でございますので、法規のほうを担当している部署の担当者と話し合いながら、この文章を決めていっております。その結果、こういう言いあらわし方になったということで、ちょっとご指摘いただいたんですが、何とも的確なお答えができなくて申しわけないんですが、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** じゃ、３点目はいいですか。

**松田委員** どうでしょうかね。私は納得はできない思いです。

**教育長職務代理者** ちょっと、例えばが、その不具合の具合をちょっともう一回お願いします。

**松田委員** 例えば、やはり（１）、中学生以下の者が次のいずれかの場合に当たって、それを引率する者とか、何かそういう形になるのかな。

**教育長職務代理者** そうするとでも、イのところは何かおさまりが。

会館長。

**市民会館長** ここの部分なんですけれども、まず、アですね、教育課程に基づく学習活動の場合、これは具体的に言いますと、小学校４年生の授業で星座の授業がございます。その関係

で、各小学校から団体投影ということでおみえになる方がいらっしゃるんですけども、その先生方につきましては、以前にもちょっとお話しさせていただきましたが、公立小学校の場合につきましては、市が直接利用する場合に無料とするという決まりがあるので、無料にすることができました。

ただ、私立の小学校になりますとそれができないということで、それを救うためにはどうしたらいいかということで、教育課程に基づく学習活動の場合、引率された先生については無料というふうにさせていただきました。

次のイにつきましては、どちらかという小学生ということではなくて、幼稚園、あとは保育園、学童保育、こういった方々もおみえになっておりますので、そちらの部分の先生方を無料にするための条文ということで考えたものでございます。

**教育長職務代理者** これの意味がとれないわけではないということでは、よろしいですか。

じゃ、最後に一言。

**松田委員** それでは、最後の一言、本当に一言言わせていただきたいと思いますが、私は、松戸の場合にプラネタリウムというのは特別な意味を持っているのではないかと考えています。ほかの市も立派なプラネタリウムを備えているところがありますけれども、松戸市のプラネタリウムというのは、要するに山崎直子さんの名前がついているとおり、松戸市と宇宙をつなぐかけ橋になった、非常に重要なポイントではないかなと考えています。

そのようなことから、先ほどから申し上げている真意は、全額無料にすることはできないのかなということなんです。使用者をこういうふうに区切って、あるいは優遇措置をこうするんだというような法律でもあればまた別なんですけれども、市のほうで考慮してこの方々を免除しますよということだとするならば、もっともっと啓発的な意味を込めて、また松戸市の特徴というのを世界に知らしめるためにも、プラネタリウムを全部開放して、宇宙とのつながりを大事にしていますよといった、そんな取り組みができないものかなというふうなことを考えていました。

ですので、条文とは全く関係ないところなんですけど、ひとり言として、何かの機会に考えていただければうれしいなと思います。例えば、使用料ただということではできないと思いますので、当分の間は無料とすとか、あるいは山崎さんがご存命の間は無料とすとか、何かそういう取り組みというのはできないのかなというふうに考えて、ひとり言とさせていただきます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。そのために、先ほど総額の質問をされたというこ

とですか。

**松田委員** そうです。

**教育長職務代理者** ほかに。

伊藤委員。

**伊藤委員** 私もこの65歳以上の方というのが気にはなっていたんですが、これは使用料というか、プラネタリウムへの入場料と考えていいと思うのですが、団体で小学生、中学生を引率して入る場合に、そういう申請書を出すというのは何となく理解できるんですけども、例えば65歳以上の方がたまたま関心を持って1人で入るときも、申請書というのは窓口でこれだけのことを書かなきゃいけないのでしょうか。

**市民会館長** 先日なんですけど、1人でおみえになった方がいらっしゃいました。窓口の対応としましては、年齢のわかるもの、身分証明書を提示していただくという形で判断させていただいています。ですから、改めて申請書というのは、その場では書いていただいているではないです。

その方は結構プラネタリウムがお好きな方らしくて、6月にもおみえになって、先月はお金取られたんですけど、今月からただになったのというようなことで、喜んでいらっしゃいました。

以上です。

**伊藤委員** そうすると、この申請書というのはどういうものになるのですか。

**市民会館長** 申請書を出していただく方というのは、対象者につきましては、先ほどお話しした学校の団体だったりとか、または幼稚園だったりとか保育園だったり、そういった方ですね。あとはデイサービスの施設の方について、どこの施設で何名でというようなことを出していただく。個人でおみえになった方については、申請書はいただいております。

**教育長職務代理者** 来館者の手間はそんなにかけずに、単独の場合は対応しているということですが、伊藤委員、それで質問のご趣旨はよろしいでしょうか。

**伊藤委員** そうすると、この2項の使用料の免除を受けようとする者で前項第1号に該当するものは、申請書をあらかじめ市長に提出し云々というのは、65歳の方はこれには含まれないんですか。前項第1号というのはどれに当たるのでしょうか。

**教育長職務代理者** 第1号は、(1)のほうを1号と当てるように読むのが読み方ですね。

**伊藤委員** じゃあ、65歳以上というのは、そもそも2項の規定が入らないんですね。

**教育長職務代理者** それでよろしいですか。

**伊藤委員** じゃあ、学校の人たち、中学生以下の、わかりました。そういうことですね。

**教育長職務代理者** 引率者の方の免除に関しては、その団体の方のお名前を書くとか、そういうことです。

ほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ないようでございますので、これをもちまして報告第2号の審議は終結をいたします。

---

#### ◎報告等

**教育長職務代理者** 次に、報告でございます。

それでは、「松戸市戸定邸保存活用審議会からの答申について」でございます。よろしくお願いたします。

ご説明をお願いします。

歴史館長。

**戸定歴史館長** 戸定歴史館の斉藤でございます。

これから、お手元に配付させていただきました資料9ページから始まります戸定邸保存活用審議会からの答申について、報告をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、お手元にお配りした資料をちょっとご説明させていただきたいんですが、9ページから始まりまして、10ページ、11ページが答申書になります。そして、その次のページが、名勝指定区域を図面で示したものとということになります。

そして、次のページ、写真が6点ございますけれども、これは復元をしようとしている箇所、上段が現状の写真、下にある白黒の写真が明治時代の古写真ということになります。

そして、次のページが、これは鳥瞰図でございます。復元が工事が完了した段階では、このようなイメージの庭に復元をしたいということでございまして、その次の2枚はパースでございます。

最初のパースは、戸定邸の建物の前の書院造庭園と呼んでおります、現況今、きれいな芝生のお庭を、このような姿に復元をしたいというパースでございます。

その次のページの最後のページでございますが、今、福島県学生寮の跡地で更地になっておりますところに、東屋庭園というものを復元したいという、そのイメージのパースでござ

います。

ちょっと、今の資料をごらんいただきながら、保存活用審議会の答申について説明をさせていただきますたいと思っております。

戸定邸保存活用審議会は、戸定邸の保存活用を図るために附属機関として条例により設置された審議会でございます。対象は建物としての戸定邸と、その庭園を担当していただいております。

この審議会でございますが、これまで3回の審議会を開催してございます。まず最初が平成27年12月25日、次が28年の3月16日、そして次が28年5月10日に審議をいただきまして、これは戸定邸の庭園の復元工事のための、どのような方針でやるべきなのか、そして同時並行で基本設計、実施設計というものが進んでおりますので、これについて助言、それからご指導をいただくということでございまして、これがちょうど実施設計とリンクするような形で進んでまいりました。

そして、ことしの6月3日の時点で、そこでご検討いただいたことを一旦答申という形でいただきたいと。一回そこで、どういう内容の諮問に対する答申をいただいたのかということで、答申書をいただきました。本日は、以下この答申書についての説明をさせていただきますたいというふうに思います。

まず、この答申書は、復元が一体何を目的とするのかということでございます。目的でございますが、これは徳川昭武さんがつくられた当時の明治時代の姿に復元をするということが目的となっております。

そのための基本的な方針に関しましては、当時の記録や写真、そういったものの同時代資料に基づいて、学術的に検討を加えて、復元を行っていくということになっております。その場合、復元といったときに、先ほどとちょっと重複いたしますが、一体いつの時代のものにするのかということに関しましては、明治時代なんです、主に古写真が一番多くありますのは明治30年代から40年代ぐらいでございます。この時期を具体的な戻すときの目標時期にするということになります。

以下、復元内容の骨子についてご説明させていただきますたいと思います。

まず、書院造庭園でございます。戸定邸の建物がありまして、その前に広がっております芝生の庭を、書院造庭園というふうと呼んでございますが、これに関しましては、庭園の主要構成物であるコウヤマキ・アオギリ・アカマツの木立を復元をするということになります。これは、先ほどご覧いただきました写真が6点並んでいるページがございますけれども、そ

この一番左下の写真、これがかつて円錐樹形のコウヤマキが木立をなしていたと。これ以外にもアオギリですとかアカマツも木立をなしておりましたが、こういったものを復元するということでございます。

それから、庭園の本質的な価値を損ねる表座敷南正面のクスノキと東側のコメツガ、チャボヒバを伐採・移植します。これは当時は存在しなかったということが同時代の証拠によってはっきりわかっております。

なお、正面のクスノキのところにはコウヤマキがあったということは、写真ではっきりしておりますし、また、クスノキの木の下のところに行きますと、根株が残っております。その位置に11メートルほどのコウヤマキを移植する予定でございます。

それから、往時の写真から、8本程度のアオギリが取り除かれていると考えられるため、同数のアオギリを補植し、全部で10本の木立を復元という予定でございます。

アカマツの木立は、木立越しに東屋を見るという書院造庭園の本質的な意味を構成する重要なものであるため、後年該当位置に植栽された不要な樹木を伐採し、アカマツの植栽を行います。今は、書院造庭園ということではなしに、植えるスペースがあるので何となく木が植えられているという状況がございまして、こういったものは書院造庭園の作庭意図とは明らかに矛盾をしておりますので、こういったものを撤去するということでございます。

それから次に、伸びやかな芝生地形と飛び石、雨落溝の復元と。この芝生地形も毎年管理のために目土というものを入れまして、これによりまして約130年間で10センチほど上がっております。これを下げる、あるいは建物の戸定邸の表座敷棟の周りに雨落溝というものがかつてはありまして、それが写真にもはっきり写っております。

今回、遺構調査によってそういったものもはっきり出てまいりましたので、こういったものは復元したいということでございます。

次、3番目、生長によって当初の作庭意図を消失している樹木の適正化。これは先ほどアカマツの木立のところでも申し上げましたように、実生で生えたりあるいは植樹をされたりして、かつては存在していなかった樹木、これは茂り過ぎという状況でございますが、こういったものを適正化をしていくと。

それから、4番目でございます。書院造庭園の本質的な価値を損なう樹木の移植・伐採、それから沓脱石・手水鉢・飛石の撤去。これも、樹木に関しましてはちょっと同様のことを申し上げましたが、石のたぐいにつきましても、かつてない沓脱石が置かれている。手水鉢もかつて存在していないものが置かれていると。そういったものをこれは撤去をしなければ

ならないということでございます。

それから、5番目として、玄関前の延段と玄関周りの植栽構成の復元ということございまして、今、玄関のところまいりますと、右側は生け垣になっておりまして、左側に梅が植わっております。これはかつてそういったものは存在をしなかったと。あるいは、前庭としてそこは非常に重要な場所なんですけれども、そういったものもとの原型を損ねているということで、これは復元をしたいというふうに考えてございます。

次に、東屋庭園のほう、福島県学生寮跡地に移りたいと思います。

東屋と東屋庭園の復元。これはまず、地形が建物の建設及び撤去によって、地形自体が変わってございます。この現地形をなるべく当時の姿に近づけると。そして、東屋もかつてあった位置に、高さまで合わせた上で復元をしたいというふうに考えております。

それから、2番目は、井戸がかつてございました。この井戸の位置に関しましては、昭和40年代に測量図面がございますので、この位置までは特定できます。これを復元と、園遊するための沿路整備ということ、答申としていただきました。ただし、井戸の復元ということで遺構調査をいたしましたら、直接的に掘ったのは2メートルぐらい掘ったんですが、そこからは直接的なものは出てまいりませんでした。

もっと深く掘れば出てくるはずでございますが、そこまで確認できませんでした。そこで、これに関しましては、位置を示すようなそういうものを設置するということになるかと思えます。

それから、花見を行った場の復元。この東屋庭園というのは桜がたくさん植えられておりまして、そういった華やかなお庭でもありましたので、そういった機能を回復させたいというふうに考えてございます。

それから、答申書の中で実施設計を行うため、あるいは3回の審議会の中でいろいろな資料を使って検討して、それまで不明であったことがわかったということも多々ございます。こういったものを報告書としてまとめてほしいという内容の答申でございます。

ご報告としましては以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。せつかくの機会ですから、何かお聞きになることは。

武田委員。

**武田委員** このこと自体は関係ないんですけれども、戸定邸の復元の機会というのを、前回のときもたしかどんなことを情報公開としてやっているんですかということをお聞かせいただ

いて、工程を録画して配信してというようなことまで考えてらっしゃるということをお伺いしたんですけれども、本当にめったにない機会なので、これをもっと生かせる方法はないんだろうかと、何となく漠然と考えております。これを読ませていただいたときに、結構樹木をたくさん伐採したりとか移動したりということも、摘出をしたりというのがかなり出てくるんですよ。

復元のためには無用かもしれないけれども、長く松戸の戸定にあったものであることには間違いないので、何かその木を有効的に生かすようなことを考えてもいいんじゃないかなというふうに、ちょっと思ったのがまず1つの提案で。

もう一つは、公園の復元なんていう、造園業ですよ、そういうのの復元作業ってほとんど見ることがないので、面倒なことだとは思いますが、ぜひ学校の社会見学とかそういった形で、現場を見るということをしてできないだろうか。子供たちがそういうものを見ると、多分戸定邸というものに対する愛着が深まると思います。

どういう効果があるかということ、漠然と私、これを見せていただいて思ったのですが、桜の公園ができるんだと、すごい楽しみで、お花見してみんなしますよね。そのときに、例えば自分が今小学生、中学生で、工事現場を見学して、これは割と刺激なことだと思うんですね。それがこういうふうに完成してこんな桜の公園になって、例えば大人になって結婚して子供が生まれて、子供を連れて桜を見にいったときに、お父さんここ、工事してるの見たことあるんだよみたいな、そういうすごく漠然とした地元意識みたいなものというのは、すごく大事なことなんじゃないかなというふうに今感じていて。

ちょっと面倒くさいのかもしれないし、現場にとって邪魔なのかもしれないとか、いろいろな弊害は想像するんですけれども、でも、石が動かされたり木が引き倒されたりって、すごく、センセーショナルに子供の心に焼きつくのではないのでしょうか。

私、矢切小学校へ通っていたときに、田んぼに足突っ込んだときのことを今でも覚えているんですね。嫌だと言いながら、かなり楽しかったという。やはりそういう、土とかそういうダイレクトに体に響くものを、ぜひどうだろうか、学校教育の中で一度でいいから取り入れてみるというのは考えられないでしょうかというふうに、思いました。

以上です。

**教育長職務代理者** ご答弁ありますか。木の活用、工事の見学。

歴史館長、お願いします。

**戸定歴史館長** まず、ただいまご指摘いただきましたうちのご質問、伐採及び、移植し



た場合には移植先がありますけれども、伐採した樹木の有効活用法はないかということで、まず移植する場合も移植する場所が、今、旧戸定フォーラム用地、こちらのほうで公園が拡張される予定でございます。そういったところになるべく、先ほどご指摘ありましたように、長いこと戸定が丘で育ってきた樹木でございますので、そういうものを移植する、可能なものに関しては極力そうしたいということが1点。

それから、特に伐採を一定程度せざるを得ないと思いますが、一番建物の正面にある大きなクスノキはかなり太い木です。もともとあそこは一番実は大事な場所です。そこに昭武さん選りすぐりのコウヤマキの巨木がありました。じゃ、そのクスノキを材料として使ったミュージアムグッズとか、そういったものにできないものかと検討中です。

ただこれ、まともに考えると物すごく予算がかかることですので、そういったことの現実のせめぎ合いとの工夫ですね、そういったことをちょっと今考えていきたいというふうに思っております。

それから、2番目のご指摘いただきました工場の現場を見ることができないだろうかということでございます。百何十年に一度、かつてないようなことをこれからしようとしているわけございまして、こういったものは博物館としての教育普及活動の中にどのように取り組んでいくのか。つまり、博物館としての活動と密接不可分であるというのが基本的な考え方でございます。

じゃ、これをどのようにやるかということに関しまして、まず第1番目に重要なことは安全管理でございます。これから施工業者の方が決まりますので、その専門業者の方とどういった危険性があるのか、どういった形であれば安全に見ていただけるのか、どの部分は参加をしていただける余地があるのか、あるいは工夫をすることによって、どういうことが可能なのか、こういったことを今後具体的に詰めていきたいというふうに思っております。

それから、お花見の桜が咲き誇る、先ほどの東屋庭園というのは、明治時代の写真の右下のところ、明治42年に撮影された写真なんですけれども、これは敷地の一番東側から西側の崖を望んでいると。その向こうに松戸の町があって、江戸川があるところなんです、ここは芝生が敷いてございました。

満開を迎えて花びらが散ると、下のところに何か白いものが乗っておりますけど、これは桜の花びらでございます。つまり、芝生敷きのところをびっしりと桜の花びらが埋め尽くすという、まことに見事な絶景ではなかったのかと思います。

この桜も、ここも工夫次第なんですけど、植樹に参加はしてもらえないものだろうかとか、

いろいろ制約条件、あるいは調整案件はあるかと思いますが、極力安全をきちんと確保した上で、そういった活動に参画をしてもらいたい。これが単なる工事としてではなくて、文化財の保全活用ということが教育的な非常に重要な一翼を担っているという考えのもと、取り組んでいきたいというふうに思っております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

よろしいですか。

**武田委員** すごく前向きに受け入れてくださって、うれしく思います。あと、工事のほうも何とかなるのではないかというようなご発言もあったので、ぜひ私のほうからも、教育現場大変だとは思いますが、そういうことを考えていただけたら良いなとお願いしたいと思います。

あと、巨木の有効活用、本当に考えても、クスノキ結構大きい木ですよ。何か残るものを何かというふうに、私は想像したりするんですが。

たしか東北のほうのお城が、引き屋というんですか、市民参加していましたよね。あれ、ニュースで見ても地元参加でみんな楽しそうでした。似たような記憶に残る市民参加のイベントが出来ると嬉しいです。今おっしゃった桜の植樹会とかもすごく楽しみだな。まだまだ先のことですけれども、ぜひ復元するに際して、いろいろな市民や子供達の記憶作りができたらいいなというふうに、協力的な斉藤さんのご意見に乗せていただきたいというふうに思いました。

**教育長職務代理者** もう検討されている中で、さらにきょうのご意見がありましたということで、お持ち帰りいただきます。

ほか、いかがでしょうか。いいですか。

伊藤委員。

**伊藤委員** ちょっと気になる点でお答えいただきたいのは、書院造庭園の南端部に植栽された記念植栽樹木は、もちろん当時にはなくて、後から植えられたものなので取り払って移植するというようなんですけれども、公園拡張用地等へ移植するというので、どこかに残るわけですね。

というのは、どういう記念植樹だったのかわかりませんが、それなりの記念のために植えられたものなので、やはりその記録が残るような形で近くにあるのが望ましいかなと思いますので、その辺は注意してやっていただければなというふうに思います。

それから、東屋のところなんですけれども、これはもともと現在の地盤から3メートル高い位置にあるけれども、それをそのまま3メートル上げるというわけにはいかないというこ

と为什么呢。

そしてそのために整備されるという擁壁というのはどこにつくられるものなのか、現在の庭園と新しく東屋のできる庭園との間の崖みたいな、高さ3メートルはないにしても、ある程度高さが段差があるので、そこに一つ擁壁ができて、何か平面ではなくて、その分だけ高くなるという理解でよろしいのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

**教育長職務代理者** 擁壁のところについて追加のご説明。

歴史館長、お願いします。

**戸定歴史館長** まず、記念植樹の件でございますけれども、これはやはり戸定邸、長い歴史を持っておりまして、市民の皆様方に公民館として親しまれていた時期が約40年間ございます。そこで記念をして植樹したものですから、これはもうもちろんないがしろにはできないということで、今ご指摘いただきましたように、なるべくわかりやすいところ、近い位置に、その当時いろいろご協力をいただいた、あるいは記念、思い出で移植していただいた、そういう木は変わらず大切にしていきたいというふうに思っております。

それから、東屋庭園のご質問をいただいた件でございますが、今日は非常に限られた時間で、概要でちょっとあれしておりますが、とりあえずパースを、鳥瞰図を見て、全体が書いてございます鳥瞰図がお手元でございます。

東屋庭園といいますのは、この桜の木がぼっぼつと書いてある、おおむねこのあたりでございます。ここの地形はといいますと、今ちょうど階段状に2段階にがたがたになっているような状態でございます。これがもとの地形が昭和40年代の測量図面によって、きっちり正確に、かつてはどのような地形であったのかということはわかります。

それを極力地形も戻すということでございますが、先ほど3メートルという部分は、資料がないと大ざっぱな言い方になりますが、ちょうど階段状に2段になっている低いほうのさらに上に3メートルに、もとの地盤がございました。ここのところ、東西南北の平面上の位置と、あと標高何メートルというこの高さというものが、この東屋の建設にとってみた場合には、極めて重要でございます。眺望とかそういうことにも全て関係してございます。

じゃ、この地盤を、もとの地形をどのように戻すのかというときに、そこで擁壁を使うということになります。その擁壁、実はこの鳥瞰図のここのところに実は書いてございます。西側が物すごく急な崖になっているんですね。それをそっくりそのまま戻す手法があれば一番よろしいんですけども、実は土の地山を、人工的に土を積んでいって、そのまま十分な強度があった形にできるのかというと、これはちょっと不可能でございます。

そこで、一部5メートルの擁壁を立てることによって、極力もとの地形に近いものを復元をします。この名勝にとっての一番大事なものは何かと、まず地形でございます。ですから、最も大切なものを極力現代で可能な手法を使って復元するために、一部残念ながら、当時もちろん擁壁がございませんけれども、これは使うと。

ここのところ、このように鳥瞰図でござんいただきますと、何かむき出しのコンクリートがあるようにもとれますが、これは説明用でして、ここの隣の部分に、植樹とかあるいは壁面緑化、そういういろいろな手法を使って、こういった違和感がないものには仕上げたいというふうに考えてございます。

**伊藤委員** わかりました。そうすると、この鳥瞰図で見ると、桜のある部分と左側の現在の建物のある部分の庭との間に、ちょっと茶色い薄い線が引いてあるんですけども、これが言ってみれば境目で、少し段差がここにありますよということなんでしょうか。

**戸定歴史館長** ここの部分の段差のようなものはございません。この薄い引いてあるものは、資料に四つ目垣があったというふうに出てきてございます。四つ目垣ですね、竹を使って縦横に組んだ、よくある垣ですね、これがあったというふうには資料にございますので、そのこの境目として四つ目垣をつくる。

それから、もう1点は、書院造庭園は常時いつでも皆様に入っていたところではなくて、公開日を決めてお見せすると。今回、新たに復元をする東屋庭園に関しては、桜のほうのお庭に関しましては、いつでも皆様に入っていたける、そういった管理上のことで、そういった四つ目垣も必要であるということでございます。

**教育長職務代理者** そうすると、これは歴史公園のあっちの奥の庭とくっついている、その延長にあるんですよ。今、みんなが入っていける。

**戸定歴史館長** はい。今の歴史公園がどなたでも入っていたける一般公開部分と、それから戸定邸の建物の中に入って見るお庭と2つに分かれてございますけれども、そのうちのどちらかという、一般の方が開園時間中はいつでも入っていたける。そういったところに東屋庭園はなる予定でございます。

**教育長職務代理者** 答申でご説明をいただきました。

よろしいですか。ご報告です。これもまた進捗を楽しみにしながら、何かお金の心配をしいしいやっつけようという感じが、この辺はどうなっているのかちょっと私どもにはわかりませんが、できるだけ早い完成になりますと、一つのシンボルにまたなり得るんだろうと思いますので、そのほかいろいろな予算との絡みがあると思いますが、ぜひよろしくお願

をします。

では、戸定歴史館は以上でございます。

---

◎その他

**教育長職務代理者** その他報告を。

それでは、事務局、社会教育課でよろしいですか。

**社会教育課美術館準備室長** 社会教育課美術館準備室長です。よろしくお願いいたします。

松戸の作家の個展についてご説明をさせていただきます。

6月21日から、森のホール21のエントランスホール内に設置しておりますアートスペースにおきまして、平成28年度第1回の松戸の作家の個展を開催しております。この事業につきましては、松戸市在住・在勤作家の活動を広く市内外にご紹介し、市民の皆様が文化・芸術に触れる機会を充実させることで、松戸市の文化・芸術の振興を図るために、平成27年度に新規事業として開始したものです。

今年度第2年目に入りました。昨年度同様、年間4回の松戸市在住・在勤作家の個展を開催する予定です。開催中の第1回展の概要につきまして、お配りしておりますリーフレットに沿ってご説明をさせていただきます。

第1回展は、松戸美術会に所属されております洋画家の大隈武夫先生の個展です。「共に生きる」というサブタイトルをいただいております。8月21日曜日まで開催しております。

リーフレットの裏面のプロフィールの箇所をごらんくださいませ。大隈武夫さんは佐賀県のご出身で、1958年、昭和33年に多摩美術大学を卒業され、この年から松戸市にお住まいです。

現在は、二科会の理事を務めていらっしゃいます。1974年、昭和49年までは教職につかれていて、北部小学校や稔台小学校等で教鞭をとられました。その後は教職を退き、画家専業となられています。今回は10点の作品を出品されています。

次に、第2回展以降の予定についてご説明をさせていただきます。第2回展につきましては、リーフレットの裏側の左下にごございますように、8月23日から10月23日まで、田中雅子さんという洋画家さんの個展を予定しております。第3回展につきましては、10月25日から12月25日まで泉晴行さんという日本画家の個展を予定しております。

第4回展につきましては、来年の1月24日から3月26日までの予定です。第4回展につき

ましては、作家はまだ決まっておりません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 個展のご報告でございます。8月21日まで、23日から次の田中雅子さんということです。

ご質問、コメント。

武田委員、お願いします。

**武田委員** 展示の中身のことでなく、以前のときもこの駐車場の料金の話をしたと思うんですけども、その後何か変化とかがもし、話でも上がったという経緯があれば教えていただきたいと思います。

**教育長職務代理者** これは、個展を見に行くのに、駐車場が500円かかると。何とかありませんかというご意見があった。それに関して、何かお話が出ていますかということですが。

**社会教育課美術館準備室長** 申しわけございません、今のところお話は特に進んでおりません。

**武田委員** どこかで声を上げないと、絶対に変わらない気がしてならないんですが。やはり、せっかく見にいきたいけども、500円は高いとどうしても思うので、どこかに訴えかけて、ぜひ何とかならないかなというふうに、私は思っております。

以上です。

**教育長職務代理者** 具体的にどうすればどういうやり方があるのか、ちょっと私もお聞きしながら想像をめぐらしますが。

**武田委員** そもそも500円というのがまず高いですよ。

**教育長職務代理者** そもそも論で、駐車場の値段の問題になっちゃいますから。なかなかそこもね。

そのほか、よろしゅうございますでしょうか。

一流のものに触れる機会ということで、別の用事で行った方がついでに見るというのと、見に行くというのとは、またちょっと違うということで、きちっと見てほしいという武田委員の思いのこもったご意見だとは思いますが。

**武田委員** かなり長く、松戸市展なんかでも活躍されている、松戸でもかなりいろいろなお知り合いの方の多い先生だと思いますので、こういう方の展示を見にいきたいなという方のためにも、点数も10点とそう多くはないですので、やはり1時間以内で観終わるかと、1時間以内だったら、例えばわからないですけど、200円とかなったらいいなという気持ちではありますね。そしたら1人でもぱっと見にいける。何か500円というと、2人誘って行こう

かななんていう、私はそんな気になってしまうんです。美術は1人でも観て楽しめるのが本来ですので、展示に1人でも多く足を運んでいただける方法をどこかでご検討いただければうれしいです。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

以上、社会教育課からご報告でございました。

続きまして、教育企画課、お願いいたします。

**教育企画課長** それでは、教育企画課から、平成28年6月松戸市議会定例会に提出されました請願について、その審議の結果を、教育に関する請願が提出されましたので、その結果をご報告させていただきます。

資料の1枚目でございますが、こちらが請願第1号から第4号までの請願内容でございます。

左側が今年の請願、右側がことしの請願でございます。ほぼ同趣旨の請願と思います。

本請願、それから2枚目以降が請願の具体的な請願内容でございます。

請願者につきましては、松戸市教職員組合、紹介議員につきましては記載のとおりでございます。1号から4号まで全て同じでございます。

この本請願4件につきましては、去る6月23日に開催されました教育環境常任委員会に付託され、審議をされたところでございます。

まず、請願第1号「ゆきとどいた教育を推進するために3年生から順次35人以下学級をもとめる請願」でございますが、本請願に対する執行部の見解ということ、まず説明をいたしました。

概略を言いますと、まず現状といたしまして、今年度の松戸市の小学校3年生以上の35人以下学級の割合は約80%となっていること、また、今年度の松戸市の小学校の1学級の平均人数は30.2人となっていること、これまでも各学校においては加配教員やスタッフ派遣制度を有効に活用し、ティームティーチングなどきめ細やかな指導体制を組むことで、学力向上策としても意図的、効果的に取り組んできたところであること。

特に算数・数学の授業における少人数指導は、学力向上にも成果を上げていると学校からの報告があり、保護者からの評価を受けていると認識していると、こういったような意見を執行部の見解として説明をさせていただきました。

引き続き、議員さんからの質疑を受けまして、例えば請願が実現した場合、学級数がふえることになるが、現状で教室は足りるのですか等々の質疑がなされたところでございます。

続きまして、請願第2号「特別なニーズを持つ子どもたちのために支援員増員をもとめる請願」についてであります。まず、これも本請願に対する執行部の見解を申し上げます。

概略を申しますと、通常学級に在籍している発達障害またはその疑いのある何らかの支援が必要な児童生徒が、約890人おります。この児童生徒に対しましては、校内での指導や通級による指導が適切に行われるよう、学校全体の支援体制の充実に努めていること。特別支援教育の支援員については、昨年度より1名増員し、25名の派遣をしていること。さまざまな教育的ニーズが高まる中で、支援員の担う役割というのは大きいものがありますが、一方で、支援員だけに担わせるのではなく、学校全体で指導していく、校内支援体制の確立や教員・支援員のスキルアップも大変重要と認識していること。

市教育委員会といたしましては、支援員だけではなく、特別支援学級等の環境整備、巡回指導による学校支援、教員の指導力向上、さらに他市と比較しても充実している人材派遣システムの効果的活用など、総合的な観点から、特別支援教育の一層の充実を図っていききたい等々の見解をご説明をさせていただきました。

引き続き、質疑に入りまして、特別な配慮の必要と思われる児童生徒の数はふえているのか。また、特別支援学級に通う児童生徒数はどうなっているのか等々の質疑がなされました。

続きまして、請願第3号「林間学校の保護者負担を軽減するための補助をもとめる請願」についてであります。本請願に対する執行部の見解についてでございますが、本請願の趣旨は、市立の林間学園白樺高原荘が廃園になったことに伴い、宿泊費分が負担増となったものであることから、その分の補助を児童生徒の保護者に還元してほしいということなどと考えていること。市教委では、平成20年度から白樺高原荘の廃園を見据え、白樺高原荘以外の施設利用について、学校の独自性を確保し、安全性、体験内容及び費用、宿泊先などを検討してきたこと。

経費については、公立施設を利用しているため、白樺高原荘を利用した場合と白樺高原荘以外を利用した場合とで、差額は192円となっており、大きな差はなく、したがって、廃園によって保護者の負担増となっているとは考えていないと。

なお、経費の援助に関しましては、必要な方に必要な援助をと考えており、経済的に援助の必要なご家庭には、就学援助として林間学園の経費を全額補助していること、このような説明を執行部としてさせていただきました。

引き続き質疑に入りまして、中学校の林間学園にかかる平均費用の変化等々について、質疑が行われました。



最後に、請願第4号「教育施設の整備をもとめる請願」についてです。本請願に対する執行部の見解でございますけれども、学校施設につきましては、日ごろより児童生徒の学習及び生活の場として、健康的で安全な環境の確保に努めているところであること。各学校から、修繕の要望については、平成26年度、平成27年度ともに対応済みとなっていること。改修工事については、昨年度完了した耐震改修工事、アスベスト対策工事など、計画的に行っている状況であること。今後も優先順位を見きわめて必要な改修に当たってまいりますこと、このような説明を執行部としていたしました。

引き続き質疑に入りまして、修繕だけでは対応することができないため、次年度以降に工事を伴った改修を実施した件数は等々の質疑が行われました。

質疑の後、請願第1号から第4号まで、一括して討論に入りまして、まず、請願第1号について30人学級はほぼ実現されており、さらなる少人数制には人件費など財政面での負担を要することからこれを考慮し、不採択を主張するでありますとか、次に、請願第2号では、支援員は徐々に増配されているが、それ以上に特別なニーズを持つ子供たちがふえていることもあるので、不採択を主張する等々の討論が行われ、採決の結果、請願第1号、2号、3号、4号の4件は、いずれも多数意見をもって不採択とすべきものとされました。

以上、4件の請願が教育環境常任委員会の審査に続いて、6月25日の本会議最終日に上程され、常任委員会の審査の結果のとおり、請願第1号から第4号までの4件については、不採択となったところでございます。

以上、松戸市議会平成28年6月定例会に提出されました教育に関する請願についての報告とさせていただきます。

以上です。

**教育長職務代理者** ご報告でございます。よろしいですか。

請願というものの自体が何かというところもあるのかもしれませんが、議員さんの紹介で、常任委員会に諮って本会議で諮るということが、請願権というのが必ずあると、保障されているということで、そういうような手順を追って出されたものでございます。

この内容については、例年出していただいている中で、若干文言が変わっているところもありますけれども、不採択という結果だったということでございます。

何か、よろしいですか、ご質問等は。

松田委員。

**松田委員** 請願3号に関連するんですけど、今、林間学園というのは、全部の学校でやってい

ますか。

**学校教育部長** 全ての学校で実施しているところです。

**松田委員** 何かそれに対してやりなさいとか、通知は出しているんですか。

**学校教育部長** は、ございません。

**松田委員** 学校の独自の判断でやっているということですよ。

**学校教育部長** はい。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

それでは、教育企画課からの請願についてのご報告を終わります。

委員の皆さんから、ほかに何かございますでしょうか。報告等。

学校の計画訪問に同行をされ始めている方も、伊藤委員もこの間行かれて、私も1カ所行かせていただきました。また機会があればそういったことも、ご感想などもいただければというふうに思います。それぞれ、年間予定をいただいていると思いますので、どこかで現場をぜひ見ていただければと思います。

ほかになければ、議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

**教育企画課長** 平成28年8月定例会になりますが、平成28年7月28日木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**教育長** 先生方、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、確認いたします。

平成28年8月定例教育委員会会議は、平成28年7月、今月ですね、28日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

## ◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、平成28年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時06分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員